

平成25年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 98 号	宝塚市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月17日
議案第 99 号	宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第100号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第101号	宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第102号	宝塚市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第103号	宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第104号	宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第112号	平成24年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
請願第 26 号	宝塚市障害者総合福祉センターについての請願	採択 (全員一致)	
請願第 28 号	公立高等学校の新通学区域の再編に関して「一定の学力に達した受験生が公立高校に行ける」制度を求める意見書を、兵庫県教育委員会に提出することを求める請願	不採択 (賛成少数)	
請願第 29 号	教育条件整備のための請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成25年9月11日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明

② 平成25年9月17日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明

③ 平成25年10月7日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第98号 宝塚市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	厚生労働省告示である診療報酬の算定方法が平成20年に全部改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 平成20年の厚生労働省告示から今までの間、法令違反はなかったのか。 答1 現場での診療報酬の算定は健康保険法第76条1項、2項に基づいて行っており、実務上平成20年の告示を反映しているため、違反はない。 問2 法令・制度等に変更があった時、それに伴い宝塚市の条例を変更するための遺漏防止策はあるのか。 答2 特に具体策はないが、第一義的には担当課が、国の法律等の改正や国からの通達、告示についてはよくそれを認識し、本市の条例等に引用している際は漏れのないように対応していく。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第99号 宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>後期高齢者医療保険料に係る延滞金について、市税に準じた取扱いとすることとし、延滞金の利率を引き下げる特例措置を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 今回の改正により延滞金の割合が安くなるということだが、延滞金の利率は市独自では決められないものか。</p> <p>答1 利率算出の根拠である特例基準割合は、財務省の規定に基づき厚生労働省が適用年の前年12月に毎年通知するものに基づくので、市独自では変えられない。</p> <p>問2 延滞金の利率の見直しについては、市税と後期高齢者医療保険料とでは考え方が違うのか。</p> <p>答2 延滞利息の軽減の指定期日が市税では1カ月だが、後期高齢者医療保険料では3カ月である。</p> <p>問3 後期高齢者医療保険料の延滞金の減免の基準は。</p> <p>答3 延滞金の減免の基準は後期高齢者医療に関する条例第6条で「やむを得ない理由があると認める場合は、延滞金を減免することができる」と定めており、規定は後期高齢者医療に関する条例施行規則で定めている。</p> <p>問4 今回、何故延滞金の利率が下がったのか。</p> <p>答4 もともと延滞金には債務不履行による遅延利息という意味合いもあるが、今回納税環境整備のために国税が見直され、市税はそれを受けて改正をしている。後期高齢者医療保険料は直接の法改正はなかったが、期限内納付の促進や納税者の負担軽減の見地から、市税にあわせて改正することにした。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

平成25年第3回(9月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第100号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
介護保険料に係る延滞金について、市税に準じた取扱いとすることとし、延滞金の利率を引き下げる特例措置を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 介護保険を滞納することで介護サービスの負担割合が本来1割のところ3割になるが、国から示された滞納の基準はあるのか。
答1 今回の改正は、地方税の改正にあわせて行っている。特に国から示されている介護保険に関する滞納の基準はない。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決(全員一致)

平成25年第3回(9月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第101号 宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	厚生労働省告示である診療報酬の算定方法が平成20年に全部改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第102号 宝塚市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

上下水道局庁舎に設置している休日応急診療所を、耐震性の問題から健康センターの運動指導室部分に移転するため、条例の一部を改正しようとするもので、あわせてその他所要の整備を行おうとするもの。

論 点 1 移転場所の妥当性について

<質疑の概要>

問1 移転先候補地を市役所周辺から市立病院・健康センター等のある医療ゾーンまでの間で検討した理由は。

答1 当初、上下水道局庁舎とともにNTN(株)跡地へ移転することを検討していたが、移転時期が未定であり、移転の計画も長期間を要することが見込まれた。建物の耐震性からくる緊急性を先送りにしないためにも休日応急診療所の移転を優先した。移転先については医療機能を集約してほしいという市医師会からの要望もあり、検討の結果、健康センター内への移転を決定した。

問2 バスや車以外の利用者の至便性を考えて、逆瀬川駅前周辺での検討はしなかったのか。

答2 逆瀬川駅前周辺は駐車場の確保が難しいのと、アピア逆瀬川の空き床は賃料が高いことが課題であった。また、感染症予防の観点から、患者が来院の際、混雑した店舗を通るというのも問題になる。

問3 移転先の候補地は市医師会と市との話し合いで決まったのか。

答3 休日応急診療所の医師派遣元である市医師会に建物の耐震診断結果を伝え、患者・医療従事者の安全確保と医療ゾーンに機能を集約してほしいとの要望を受けて、市が判断した。

問4 現在市立病院でも、車で行くにはいいが、特に休日はバスの便が悪いなどアクセスに課題があるとされている。市民が行きやすいエリアではないのでは。

答4 市立病院の隣というのは市民にわかりやすい。バスは宝塚駅から出ており、平日より便数は減るが、休日でも便数はある。急性の症状の人は車で来る人が多い。

問5 市立病院が休日応急診療所の役割を果たしてはダメなのか。

答5 休日応急診療所は1次救急、市立病院は2次救急なので、求められている役割

が違う。

問6 健康センターと休日応急診療所を同じところで共用できないのか。

答6 感染症対策の意味からも、複数の法律上の医療機関は同じスペース・出入口を共用することはできないことになっている。

論点 2 改修について

<質疑の概要>

問1 休日応急診療所のための出入口を新しく作るために建物に穴を開けることで、建物の耐震性に問題は起こらないか。

答1 市の建築営繕課に設計委託し、耐震性に影響のないよう、構造を変えないようにする。健康センターの建物は古い基準で昭和51年に建てられたが、昭和62年に増築した時に現在の建築基準法に合致している。

問2 休日応急診療所の出入口は別につくるとのことだが、トイレはどうするのか。

答2 休日応急診療所の中に専用トイレも新設する。

問3 健康センターの2階は乳幼児健診時などは大変混んでいる。新たに設置予定の多目的室は待合室として使えるのか。

答3 混雑時の待合室として活用したい。

問4 休日応急診療所移転後の診療科目等の拡充点はあるのか。

答4 今のところ特に拡充点はない。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第103号 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

上下水道局庁舎に設置している休日応急診療所を、健康センター内の運動指導室部分に移転することに伴い、運動指導室を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもので、あわせてその他所要の整備を行おうとするもの。

論 点 1 運動指導室の廃止について

<質疑の概要>

問1 運動指導室を廃止することで、保健指導の面から現状より後退しないか。働く世代の健康増進は地域で実施している健康教室では行えないのでは。

答1 平成11年に宝塚市健康づくり推進員の制度ができ、平成14年度に健康ドック事業を外部委託したことで、健康推進課の保健師と連携して地域に出かけていき、健康づくりを継続して推進している。対象者は高齢者だけではない。

問2 地域での健康教室は平日のみか。働く世代の成人病予防などのためには、休日に行く必要があるのではないか。

答2 原則平日に行っているが、依頼があれば休日も行っているし、出向くときは働く世代の方への声かけを地域の方をお願いしている。

問3 現在の運動指導室利用者への今後の対応は。

答3 スポーツセンターや公民館、フレミラ宝塚などで行われている健康教室や、市内民間施設、スポーツクラブ21などでおこなわれている活動を紹介し、個人に合うところに、また、各教室での仲間がグループとして活動を継続できるよう繋いでいきたい。

問4 今現在の運動指導室の指導員はどうするのか。

答4 指導員は、市が地域で行う健康教室等に臨時職員として採用したり、地域で教室を開かれている方も指導員としておられるので、今後も講師を依頼するなど、これから考えていきたい。

問5 運動指導室の天井は高いが、休日応急診療所としてはどうするのか。空調設備は。

答5 天井は8.3メートルと高いので、3メートル程度になるよう新たに天井を設ける。空調は新たに他の事務室設置と同じようなものを設ける。天井の空きスペースが空調の問題になることはない。

自由討議	なし
討 論 (賛成討論)	討論1 ここまできたので、仕方なく賛成はするが、運動指導室は障害者スポーツの拠点となり得たのではないか、また、リハビリセンターとしての役割も果たせたのではないかと考えると残念に思う。
審査結果	可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第104号 宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

初診料加算の額を1,000円から2,000円に改定することにより、初期の診療はかかりつけ医で行い、高度・専門医療は病院で行う、機能分担と病診連携をより一層推進するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 初診料加算額の妥当性について

<質疑の概要>

問1 初診料加算の制度で「他の医療機関からの紹介状なしに200床以上の病院に初診で受診した場合」とあるが、この200床以上という根拠は。

答1 基準は国で定められている。200床を境にして、国では大病院の区分になる。診療報酬上も200床未満の病院は外来診療で再診料が請求できるが、200床以上の病院の場合は請求できない。

問2 現行での初診の比較では、地域の診療所等からの紹介で来院した場合と市立病院へ直接来院した場合の差は510円。今回の改定で初診料を1,000円も引き上げる必要があるのか。改定額は2,000円ではなく、1,500円くらいが妥当ではないのか。

答2 初診料加算額は、平成14年7月に額を定めて以来、据え置かれてきた。
 現行の初診料加算の額では、地域の診療所等からの紹介された方のほうが510円多く負担することになるため、公平性の観点から格差の是正を図る必要がある。初診で地域の診療所等に行き、診察を受けたと想定すると、その処置方法にもよるが、初診に要する費用以外に処方箋料などが、3割負担で600円～1,000円程度かかる。

また、近隣の地域医療支援病院の初診料加算額は、県立尼崎病院や県立西宮病院で2,600円、三田市民病院で2,100円となっており、地域連携をすすめていくため、近隣病院と比較しながら改定額を検討した。

問3 今後、地域医療が充実すれば、初診時の初診料加算収入は下がるのか。

答3 市立病院では、初診料加算の算定件数は減ってきているが、紹介された患者の診療単価が、検査・治療・入院する患者が増えることで上がっていくので、初診患者さんが減少した以上に収益をあげていきたい。

問4 初診料加算の額を改定することについて、市民への周知方法は。

答4 市広報誌やホームページ等で周知するほか、かかりつけ医制度じたいを更に普

及させていくためのリーフレットを作成して市内関係箇所に設置し、制度の変更を周知していきたい。重症化した人の命を守るという市立病院の役割や使命を市民に理解していただけるよう、丁寧に説明していく。

問 5 初診料加算される患者数の推移はどうなっているのか。

答 5 平成 21 年度以降の数値では、減少傾向にある。

問 6 地域の診療所等からの紹介状があれば、安く診察してもらえるのか。また、紹介される病院が 200 床以上の病院と 200 床までの病院とでは、診療費に差があるか。

答 6 病院によって請求できるものと出来ないものがある。様々な症例があり、一概に比較できない。

問 7 救急車で搬送ではなくご自身で救急外来に来られた場合や、生活保護受給者の患者はどうなるのか。

答 7 初診料加算の対象外となる。

問 8 何回も診察に行けない人がいる。紹介されて受診する二度手間を思えば、最初から市立病院で受診したいと思う人もいるのではないか。

答 8 外来診療は常時混雑しており、初診で来院した場合の待ち時間は大変長くなる。地域の診療所等で一度診療を受けられて、そこから予約をとっていただくと、待ち時間が少なくなる。

問 9 従前から市立病院にかかっている、市立病院がかかりつけ医という人もいる。その場合、初診料加算を算定されてしまうのか。

答 9 医師が再診と判断する場合は、初診料加算は行わない。

問 10 初診で地域の診療所等に行かれた方が、市立病院を紹介された場合、市立病院では 100%受入可能か。

答 10 原則、地域の診療所等から紹介いただいた場合は受け入れている。ただし、専門外や受け入れが困難な疾患等もあるため、紹介患者の予約が入った段階で、診断によっては関連病院を紹介することもある旨を伝えたくて、受け入れている。

問 11 市立病院へ紹介状を持って来院しても、受け入れが出来ず、他の病院へ逆紹介するケースもあるとのことだが、かかりつけ医と市立病院とで事前の打ち合わせやヒアリング等が行われているのか。

答 1 1 基本的に市立病院が受入可能な疾患は周知しているが、実際に疾患を診察した時に受け入れが困難という診断結果になることがある。市立病院で一旦受け入れても、他の病院へ転院せざるを得ないケースは今後もあり得る。

自由討議

委員 A 基本的に地域医療との連携と今回の初診料加算の引き上げは別問題である。初診料加算は市立病院での診療を抑制するものではない。市民に負担を押し付けることが、今市立病院がすべきことなのか。市立病院がやるべきは他にたくさんある。まずは、すべての患者を受け入れる体制をつくっていただきたい。

討 論

(反対討論)

討論 1 今市立病院がすべきことは値上げではない。今回の改定は地域連携をすすめる弊害になりかねない。市立病院側が機能分担の啓発をがんばるだけでなく、地域の診療所等にも努力してもらう必要がある。

初診料加算額を2,000円に引き上げても、初診の患者が極端に減るわけではない。ペナルティ的な要素が強い今回の改定には反対する。

審査結果 可決（賛成多数 賛成7人、反対1人）

議案番号及び議案名

議案第112号 平成24年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

平成24年度病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

- ・外来患者数は、延べ23万2,831人、1日当たり950.3人と、前年度と比較して年間延べ患者数で1.2%、2,897人の減、1日当たりでは15.8人の減。
- ・入院患者数は、年間延べ患者数は11万6,823人、1日当たりでは320.1人と、前年度と比較して年間延べ患者数で0.3%、325人の減、1日当たりでは前年度と同数。
- ・病床利用率は、71.8%となり、前年度と同数。
- ・収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額106億4,918万9,402円、支出総額110億8,802万40円で、差し引き4億3,883万638円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は4億3,919万6,225円となり、前年度の純損失4億7,306万6,534円と比べ3,387万309円改善し、その結果、累積欠損金は141億1,303万5,265円となった。
- ・資本的収支は、収入総額10億6,508万円に対し、支出総額は、老朽化に伴う医療機器の更新、大規模改修工事等に要した建設改良費6億4,965万4,790円を含め16億9,542万8,566円となり、差し引き6億3,034万8,566円の資金不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金並びに長期借入金で補填した。

論 点 1 会計処理について

<質疑の概要>

問1 薬品及び診療材料等の棚卸資産の在庫管理はどうしているのか。一般企業のようにPOSシステムで管理をしているのか。

答1 年度末の棚卸しは最終営業日を原則とし、業務の都合で実施できない場合は、3月25日～30日の間に実施している。物品供給センター（倉庫）の診療材料は毎月末に、薬剤倉庫の薬品は年4回棚卸しを実施している。なお、使用と発注の状況についてはPOSシステムを導入し管理している。

問2 約1億円もの診療材料等の棚卸資産が新たに判明したのはなぜか。

答2 病院の物品供給センター（倉庫）に納入して、倉庫から病棟等に出した時点で消費として扱っていたが、実際は各病棟に在庫として保管されていた。平成24年度は病棟、手術室にある分も棚卸しをしたので額が大きくなった。

問3 病棟にあるものは使用・未使用がわからないのでは。資産として大きな額だが、棚卸資産の確認を今後どう改めていくのか。

答3 病棟のスタッフにも病院の財産という意識をもってもらい、今後、一定額以上の物品については在庫の帳簿を作成するなど、各現場でのチェックをしていく必要があると考えている。棚卸しも毎年実施して、適正管理に努めていく。

問4 棚卸しで判明した在庫薬品の約2,694万円は、今後どうしていくのか。院内で使用していくのか。

答4 入院患者に使用していく。在庫がゼロになることはない。

問5 過去の医療機器等の廃棄による特別損失が計上されているが、本来落とすべきものを落としていなかったのはなぜか。

答5 主な理由は、職員食堂を血液浄化療法センターに改修したときに除却すべきものが未処理だったものと、過去に廃棄済みの医療機器等の処理漏れである。監査の指摘を受けており、平成24年度に対処した。

問6 未収金の回収の改善策は。

答6 市で策定された債権管理マニュアルに合わせ対応している。支払いの早い段階での分納相談をはじめ、督促・催告を行い、請求が発生した年度内に対処するようにしている。回収が困難な案件は弁護士事務所にも委託し、回収に努めている。

問7 自動精算機導入後、会計処理に変化はあるか。

答7 平成24年10月に診療費自動精算機を3台導入した。導入以降は、待ち時間は約15分以内で支払えるようになっている。同年11月からクレジットカードで支払が可能になったことで、入院で多額の現金を持参する必要がなくなり、未収金の減少に影響していると考えている。

問8 地域医療連携による機能分担と病院の経営とは違う。院外処方の影響と外来患者が減ることによる収益減を改善する方法はあるか。

答8 平成24年度の途中で院外処方が始まったが、外来収益から投薬料を除く平成23年度と平成24年度の外来収益を比較すると収益としては少し上がっている。

地域医療連携の推進により外来患者数は減ったが、1人当たりの診療単価が上がり、収益が増加している。市立病院が急性期病院としての役割に沿った診療を行うことができてきたと言える。

問9 平成23年度との比較では、医師数23名増、13名減、看護師45名増、39名減というのは、入れ替わりが激しいのでは。

答 9 市立病院には 26 の診療科があり、関連大学からの派遣医師ということもあり、大学病院での異動に影響される。また、平成 24 年度の本市の看護師退職率は 11% だが、全国平均では約 10%、大都市部は 14% 前後なので必ずしも宝塚市の割合は高くない。

論 点 2 改革プランとの整合性について

<質疑の概要>

問 1 医師数も増え、収益も増えたが、単年度黒字にはなっていない。収益があがるような新たな診療科をふやす検討は。

答 1 医師数はある程度充足してきた。新たな診療科の開設は、今のところ予定はないが、柔軟に考えている。包括評価方式（DPC）の導入により各科ごとに診療内容をチェックできるようになってきたので、収益があがる手術をふやすなど、各科ごとに研究中である。

問 2 入院患者数の数値が改革プランで掲げた目標値に至らなかったことについてどう考えるか。

答 2 1 日あたりの入院患者数の目標値は下回っているが、在院日数が短ければ、多くの入院患者を受け入れることができ、結果的に収益が上がる。平均在院日数を比較すると、平成 23 年度では 13.9 日だったが、平成 24 年度は 12.8 日であった。適正な在院日数に合わせることで、人数に応じた収益を図れるのではないかと考えている。

問 3 改革プランでは、目指すべき医師や看護師等の職員数の目標値がなかったが、人員増となればよいのか。

答 3 平成 23 年 4 月 1 日で定数条例を改正している。医師の確保は進んでおり、平成 26 年度からの新たな改革プランの中では職員の適正数を打ち出していきたい。

問 4 留保資金について、改革プランの目標額より下回っている。長期の借り入れで補填しているが、キャッシュフローの先行きはどうか。

答 4 平成 22 年度末に水道事業会計から 13 億円を借り入れている。今年度末に一旦償還する予定。単年度黒字化を目指し、経営改革に取り組むことで、赤字を大幅に削減してきたが、資金の状況は厳しく、水道事業会計への返済も自己資金での返済が難しいため、市中銀行から借り入れをして返済にあてる。平成 26 年度も水道事業会計または一般会計から一定額の借り入れについて協議していきたい。

問 5 病棟が 1 つ空いている。障がい者病棟を開設できないか。

答 5 休止病棟の活用については、救急病棟で入りきれない患者のために病棟を整理

したり、入院する患者病棟については6床室を4床室にすることも考えている。
新しい病棟を開設するには、設計・建築・医師招聘など一定期間かかること、人件費・維持費等のこともあり議論中である。

問6 心療内科についてどう考えているか。

答6 充実していかないといけないと考えている。医師を確保できるよう努力したい。

問7 がん診療などの高度医療については、検討がされているのか。

答7 院内で放射線の治療機器導入の機能検討プロジェクトで、現在の市立病院の敷地の中でいかに効率よく導入できるか検討している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第26号 宝塚市障害者総合福祉センターについての請願

議案の概要

<請願の趣旨>

現在、障がい者の専用施設として使用できる場所は、総合福祉センター2階の一角にある40名収容の会議室1室と、40㎡程度のフリースペース1ヶ所のみ。

障がい者が自由に安心して利用できる居場所として、障害を持つがゆえに起こる日常的な諸問題解決促進のための行政の窓口や自立支援のための相談窓口・団体の連携場所として、また、震災や緊急時のシェルターの役割を持つ場所として、交流や研修の場並びに障害福祉啓発の拠点として、そして、医療や行政の負担を少しでも軽減するために健康増進や障がい者就労の場として障害者総合福祉センターの設置を求めるもの。設置場所について、駅と直結した利便性の高い場所での設置を望むもの。

<請願の項目>

- 1 宝塚市障害者総合福祉センターを設置してください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 第4次総合計画での取り組みの現状はどうなっているのか。

答1 総合計画にはあがっていない。

問2 国のメニューで補助金や交付税等の支援はないのか。

答2 障がい者総合福祉センターについては法律上の設置規定はなく、各市が独自に設置しており、付属機能や設備も各市ごとにばらつきがある。

問3 請願では、駅や市役所周辺に設置することを希望しているが。

答3 請願者は、利便性が高いところでの設置を願っており、市内の中心地に限定しているものではない。

問4 近隣他市で比較できる施設はあるか。

答4 阪神間では、尼崎市、西宮市、伊丹市で体育館やプールなどの施設を含む障がい者福祉センターを設置しており、障がい者自立促進のための生活訓練やスポーツレクリエーション的な教室の開催をしている。また、芦屋市、川西市、三田市では障がい者専用ではないが、福祉全般の機能を持つ福祉センターを設置している。

<p>問5 スポーツの観点で、市の計画として検討はされているのか。</p> <p>答5 スポーツ振興計画で「障がい者が利用できるようなスポーツ機会の提供」が盛り込まれているが、具体的な取り組みはない。</p> <p>問6 本市で整備が進まない理由は。また、本市での状況は。</p> <p>答6 本市の財政難が主な理由と考える。</p> <p>本市の障がい者の専用スペースとしては、平成15年に総合福祉センターの2階に障害福祉センターを整備した。平成17年には売布東の町に障害者就業・生活支援センターあとむを開設、平成18年10月には総合福祉センターの2階に障害者自立生活支援センターを整備するなど取り組んできた。しかし、障がい者の団体が専用で利用できる会議室は総合福祉センターの2階のスペースしかない。</p> <p>問7 障がい者の団体は、200を超える。総合福祉センターの2階の専用スペースだけでは使えない団体も多い。請願は障害者総合福祉センターの設置を求めるものだが、NTN(株)跡地での利活用計画で検討したり勤労市民センターでの使用方法を工夫するなど、改善に向けて取り組めないか。</p> <p>答7 NTN跡地については、まだ売買契約に至っていないが、庁内からの要望もある。今後、利活用計画を策定したい。勤労市民センターについては、築40年を経過しており、耐震性も基準以下であるため、基本的には耐震補強での改修はせず、平成26年度末を持って廃館することを考えている。</p> <p>問8 身近な施設や、駅前の施設などの空き床を上手く活用して欲しい。また、災害時のシェルター的な役割も求められていると思うが。</p> <p>答8 従前から要望をいただいている。可能な限り市内の整備計画で工夫できるよう、探っていきたい。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (賛成討論)</p> <p>討論1 現在、福祉の窓口は、いろんなところ開設されている。障がい者と高齢者が同じ家族にいる場合もあり、1カ所で相談できる総合的窓口が必要。また、防災の面からも障害者総合福祉センターは必要と考える。</p>
<p>審査結果 採択 (全員一致)</p>

議案番号及び議案名

請願第28号 公立高等学校の新通学区域の再編に関して「一定の学力に達した受験生が公立高校に行ける」制度を求める意見書を、兵庫県教育委員会に提出することを求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

兵庫県教育委員会は、県下41市町のうち24の市町議会が反対または慎重にとの意見表明をしたにもかかわらず、2012年1月6日に現在の公立高校普通科通学区を2015年度より現行の16学区から5学区に改編するとの「兵庫県高等学校全日制普通科(学年制)の新通学区域に係る基本方針」(以下、「基本方針」)を決定した。

そして、「実施に向け必要となる制度設計等」について2012年12月20日に「新通学区域に係る公立高等学校入学者選抜の改善について」(以下、「改善」)を決定した。

「基本方針」の中では、「複数志願選抜」で行われている「その他校希望」について、「通学距離や時間を考慮したその他校希望制度となるよう、その在り方を見直す」と記していたが、「改善」では、「その他校希望」制度を廃止するとしている。

これは県教委自ら認めていた、一定の学力に達すれば公立高校に行けるという「セーフティネット」を一方的になくすものである。

兵庫県教育委員会に対し次の内容での意見書の提出を求める。

<請願の項目>

- 1 「その他校希望」を存続するなど、「一定の学力に達した受験生が公立高校に行ける」制度にしてください。
- 2 中学生、保護者、中学校・高校現場などの不安や混乱を解消するための方策を直ちに行うなどの十分な配慮をしてください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 これまで、公立高校を志望する生徒は、市内の公立高校のいずれかに入学できおり、総合選抜制度が一定のセーフティネットになっていた。複数志願選抜制度に変更した後の状況はどうか。

答1 平成25年3月の入試の結果では、第1志望、第2志望以外でその他校希望ということで13名が合格した。なお、出願の時点で第1志望、第2志望、「その他校希望」までを願書に記入した生徒数は56%であった。

問2 平成24年1月に行われた県の複数志願選抜制度についての説明会では、総合選抜制度の良いところを取り入れるとの説明があったが。

答 2 平成 24 年 12 月に県から「その他校希望」の制度を廃止すると通知があったが、あわせて、当初は認められてなかった複数志願選抜制度を行う学校間の志願変更を、第 2 志望に限って認めることに制度が改正された。この制度変更により、出願後に各校の出願状況を見て、第 2 志望に限られるが、より合格の可能性が高い高校へ志願変更することができるようになった。

しかし、今後、複数志願選抜制度では、定員に欠員が生じる問題もでてくることが予想される。

問 3 複数志願選抜制度に変わってからまだ 2 年。検証も総括もされていないのに、「その他校希望」を廃止している。第 2 志望の変更先が 1 カ所に集中すれば、合格の可能性が高いとは言えなくなる。セーフティネットの機能を果たすことができるのか。

答 3 各高等学校の情報収集に努め、学校現場で丁寧に進路指導を行っていく。

問 4 市として進路指導の担当教員を増員や支援を行う考えはあるか。

答 4 担当教員を増員は検討していないが、これから中学校での進路指導が難しくなる。市として学校現場と連携をとりながら、あらゆる学校情報を収集し、生徒一人一人がよりよい進路を選択できるよう、努力をしていきたい。

問 5 学校生活で一度挫折した生徒や不登校だった生徒の学び直しの機会の保障も課題であるが、「一定の学力」とはどうとらえるのか。

答 5 総合選抜制度では中学校の内申書と 5 教科の試験結果で合否を決定していたが、公立高校に合格できる程度の学力と考える。

問 6 その他校希望で合格した 13 名の生徒は上手くいっているのか。

答 6 上手くいってるかわからない。「その他校希望」を残すことで公立高校に入学できるというチャンスが出てくる。

問 7 「その他校希望」を存続するだけで、課題が解決するわけではないのでは。

答 7 請願者は公立高校での教育の保障を求めている。

自由討議

委員 A 一旦動き始めている制度を変えるのは困難ではないか。第 2 志望が変更可能で一定のフォローとなっている。

委員 B もともと制度の周知が不十分で、混乱している。しっかりと現状を検証したうえで、制度変更をすべき。いろんな子どもたちを受け入れて、1 人 1 人にあった教育環境を整えていくことが学力向上につながる、総合選抜制度の良い点だった

のでは。

委員C 1回の説明会だけでは理解しにくい。制度の変更時は生徒が実験台になる。新しい制度にこれまでの良い点が含まれるのか疑問が残る。請願の趣旨が守れるようにしてほしい。

委員D 「一定の学力」は分かりづらい。この変更が中学生のためになるかわからない。制度についてはもっと検討を重ねていただきたい。制度の欠陥がわかれば、その時にストップをかけるべき。

委員E 合格できない生徒もでてくる。様々な意見はあるが、できるだけ生徒を受け入れる制度であって欲しいという請願の趣旨には賛同する。

委員F 「一定の学力」という認識を共通にすべき。これまでの制度で合格ラインだった生徒が新しい制度でも合格できるのが「一定の学力」と請願者は説明している。

委員G 新しい制度では各学校によって加算点が発生するので、持ち点が高くても1番志望、2番志望も不合格になる生徒が出てくる。高校側も欠員がでる学校も出てくる。もっと生徒や保護者の意見を聴くべき。

討 論

(賛成討論)

討論1 これまでの「その他校希望」を含む制度であれば、志望者の約99%が進学できた。今回、第1志望、第2志望以外での合格者が13名出たという結果を重く受け止めるべき。「一定の学力」という表現は大きく影響しない。

(反対討論)

討論2 様々な意見があるのは理解するが、「一定の学力」は結果論であり、不明確。「その他校希望」の存続がセーフティネットになるのか疑問が残る。

審査結果 不採択 (賛成少数 賛成3人、反対4人)

議案番号及び議案名

請願第29号 教育条件整備のための請願

議案の概要

<請願の趣旨>

様々な教育課題克服のために、教育条件整備のさらなる充実を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
 - (1) 教育予算を削減しないでください。
 - (2) 備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減してください。
 - (3) 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充してください。
 - (4) 子ども支援サポーターの増員をしてください。
 - (5) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすすめてください。
 - (6) 幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください。
- 2 障がい児教育の充実のために
 - (1) 地域のすべての学校にプレイルーム・相談室・スロープ・エレベーター・身障用トイレを完全配置してください。
 - (2) 子どもの実態に応じて必要な学校に介助員を増員してください。また、プール指導等の介助員も増員してください。
 - (3) 一人ひとりにあった卒業後の進路保障の方策を講じてください。
 - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかってください。
 - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかってください。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
 - (1) 公立高校の開門率をあげるために、既設校の学級増を県に要求してください。
 - (2) 私立高校就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充してください。
 - (3) 中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充してください。
- 4 文化厚生施設の充実のために
 - (1) 子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の充実をはかってください。
- 5 地域の教育発展のために
 - (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成につとめてください。
 - (2) 「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかってください。
 - (3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかってください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 スクールソーシャルワーカーの配置の状況は増えているのか。

答1 平成24年度は4名体制で配置していたが、平成25年度は1名増員し、5名体制と、モデル校を4校から7校に増やして、このモデル校を拠点とし、近隣の幼・小・中学校との連携を行い、問題事案に対応している。今年度で3年目となり、さらなる拡充も検討していくとともにスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めたい。

問2 スクールソーシャルワーカーは充実してきているのではないか。

答2 他市に比較すると充実しているが、現場の声としては、複数校を目配りしなければならないより、目の前の学校で顔がわかる関係でしっかり対応できるようにしてほしいという思いがある。

問3 「幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください」とあるが、国の方向として民間事業者の参入を推進しているなかで、本市としては認可保育所を増やして公的保育の質を後退させない努力をしているが、同じような思いか。

答3 請願では公的な保育について望んでいる。主体となるのが民間事業者であってもサービスが後退しないようにという思いは同じ。

問4 「市職員採用の障がい者枠の拡大をはかってください」とあるが、知的障がい児について市職員の採用予定はあるのか。

答4 採用はしていない。現在の時点で採用計画的なものはない。今後、配置の職場の状況、本人の障害の状況等を検討する必要がある。

問5 学校予算の削減について具体的な現場の事例は。

答5 学校の消耗品費が少額すぎて、3学期には色画用紙などの目の前の必要なものを購入するために、購入を予定していた備品が揃えられなくなるなど、切実な現場の声を聞いている。施設面についても、雨漏りやタイルの老朽化など、応急措置をしているが、学校施設が全体的に老朽化に対応しきれてない。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 採択（全員一致）